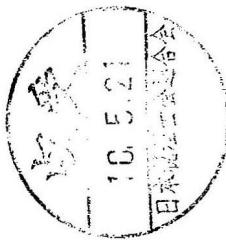
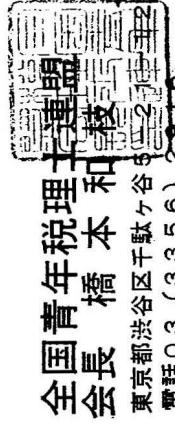


平成10年5月21日



日本税理士会連合会
会長 森 金次郎 殿



税理士法改正の方針に関する質問状

日頃は全国青年税理士連盟の活動につきまして、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昭和55年に全面改正された現行税理士法につき、再度その改正の機運が高まる中、日本税理士会連合会（以下「日税連」）では平成10年1月13日の常務理事会で税理士法改正対策特別委員会（以下「特別委員会」）の設置を決定し平成10年2月9日に第1回の委員会が開催されました。

当連盟におきましても來たるべき税理士法改正にむけて数々の研究・提言を行つてまいりました。そこで、今回の特別委員会の設置をふまえて日税連の税理士法改正に対する方針を質問させていただきたいと思います。

下記の点について、平成10年6月22日までに、書面にてご回答いただきたくお願い申し上げます。

1 タタキ台の取り扱いについて

日税連はその組織形態が会連合会としての立場であれば、税理士法改正のような最重要課題については各税理士会において機関決定されたものを集約し、日税連の理事会等で機関決定するという手法を取るべきと考えます。

しかし、日税連は平成7年9月8日付で各税理士会に対して「税理士法に関する意見（タタキ台）」（以下「タタキ台」）の検討を依頼した後、これを正式に集約する作業を行っていません。

一方、平成10年2月15日の会報（常務理事会の報告）の中に、「現行税理士法の問題点及びこれに対する改正意見についての審議はほぼメドがついた状況にある。」と記述されています。したがって、日税連はタタキ台についての議論は尽くされたものとしています。

しかしながら、平成8年12月に公表された「税理士法改正に関する意見（タタキ台）」の審議状況について（報告）」の前文の記述や、多くのテーマが両論併記のままになつていることからみても、タタキ台についての審議が尽くされたとはとても言い難い状況にあります。

この点について日税連はいかがお考えでしょうか。

2 税理士法対策特別委員会について

①特別委員会は平成10年3月から約1年間で日税連の最終意見をとりまとめつつ、第二分科会にて国會議員・行政当局と折衝していくことですが、前述のように機関決定を経てない上、審議が尽くされたとは言い難いタタキ台21項目をもつて折衝がされた場合、そこでなされた意見表明は日税連の統一意見とされる可能性が高いと思いますが、その責任の所在はいかがお考えですか。

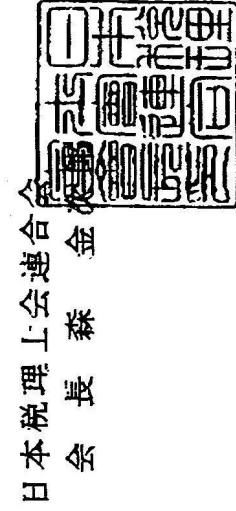
②特別委員会は第二分科会にて改正意見のとりまとめ及び検討作業を行うとのことです
が、今回の税理士法改正の方向を決めることがありますか。また、税理士法改正に向けて審議を行つ
てきた日税連制度部から1名の委員も選出されていなかがお考えですか。

③特別委員会は第三分科会にて税理士会（業界の意思統一）、会員（法改正の必要性）に
に対する啓蒙、PR活動を行っていくことですが、各税理士会の代表者により構成され
るこの第三分科会は各税理士会の意見聴取の機関としてではなく、政策伝達のためだけの
機関となりかねないと思われます。日税連としては第三分科会をどのように位置付けして
いるのでしょうか。

以上

日連10第233号
(業1第30号)
平成10年6月5日

全国青年税理士連盟
会長 橋本和枝殿



回 答 書

時、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
当会の会務運営につきましては、平素より格別のご理解、ご協力を賜り深謝申し上げます。

さて、貴連盟より平成10年5月21日付で「税理士法改正の方針に関する質問状」
が提出され、文書による回答を求める旨を認められたところでありますが、文書回答では充分に意
を尽せない處れもありまますので、懇談会を開催しその内で質問にお答えすることとした
しました。

つきましては、貴連盟と当会税理士法改正対策特別委員会との懇談会を下記要領で開
催いたたく、ご高配のほど宜しくお願い申し上げます。
なお、会場の都合もありますので、貴連盟からの出席者は5名以内にしていただかくよ
うお願いいたします。

記

一 日 時 平成10年6月15日(月)
午後11時～正午

一 場 所 日本税理士会連合会・役員室
東京都港区芝公園1-8-12 芝公園高橋ビル3階
☎ 03-5403-0911

当会側出席者 税理士法改正対策特別委員会第1分科会
今野和郎(副会長)
池田隼啓(専務理事)
山川翼(専務理事)
水越昭平(専務理事)
徳重寛之(総務部長)

追って、お問い合わせ、ご連絡等は事務局次長猪瀬までお願ひいたします。